

販路アドバイザー募集要領

公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター（以下、「センター」という。）では、青森県内の中小企業者等の販路開拓に関する取組みを積極的かつ効果的に支援するため、以下のとおり販路アドバイザーを募集します。

1 募集職種、予定人数

販路アドバイザー 3名程度

2 委嘱業務の内容

- (1) 支援対象である販路開拓に取り組む県内の中小企業者等（以下、「支援企業」という。）に対して、企業訪問や相談対応を実施する
- (2) 支援企業の支援のため、バイヤー等の開拓や、必要に応じて連携先を構築して実施する
- (3) 支援企業をビジネスマッチング事業等へ誘導し、事前準備や事後フォロー等を伴走支援する
- (4) 支援企業の求めに応じ、販路開拓、取引拡大に関するセンター等の各種支援を紹介する
- (5) (1)～(4)の活動について、各種報告書を作成する

3 委嘱条件

本業務は、令和7年3月開催予定のセンター理事会で令和7年度予算案議決後に確定する。

- (1) 期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (2) 謝金：31,000円/日
- (3) 旅費：センター旅費規程に基づき算出した額（交通費・宿泊費等）
- (4) 支払日：謝金は毎月末日締切・翌日21日払、旅費は毎月末日締切・翌日15日払として、報告書を検査した上で指定口座へ振込む。ただし、謝金及び旅費の3月活動分は、3月末日支払。なお、支払日が土日祝日の場合は、その前の営業日とする。
- (5) 活動日数：原則6日/月程度（原則、土日祝日及び年末年始を除く）
- (6) 活動時間：原則5～6時間
- (7) 活動場所：自宅を拠点とした企業訪問等。四半期に1回程度、センターで打合せあり。

4 応募要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 健康者であって、自家用車を運転し、支援企業の企業訪問等が可能であること
- (3) 支援企業からの要望等に対し適切かつ丁寧な対応ができること
- (4) 自身のパソコン等（私用端末）によりセンターとの連絡が可能であること

【PC環境要件】

- ・インターネット回線への接続に必要な通信端末及びその通信料は、受嘱者が負担すること
 - ・フリーWi-Fiなどの不特定多数が接続可能な通信環境の利用は禁止
 - ・アンチウイルスソフトを入れて業務を行うこと
- (5) 受嘱後は、本県に居住し活動が可能であること

(6) 以下に該当しないこと

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募から選考までの流れ

(1) 応募者による応募用紙の提出期限

令和7年2月17日（月） 17：00必着

※ご提出いただいた応募用紙等は返却しません。

(2) 事務局書類選考

令和7年2月18日（火）

(3) 面接者への連絡

令和7年2月18日（火）

(4) 選定委員会における面接

日時：令和7年2月28日（金）13：30～（予定）

場所：21あおもり産業総合支援センター大会議室

(5) 審査結果通知

上記(4)終了後

※審査結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

6 確認事項及び委嘱後の禁止行為

(1) 支援企業への助言に当たっては、公正・中立的な立場から行っていただきます。

(2) 販路アドバイザーとしての活動中（移動含む）の事故等に対する補償はありませんので、事故等の防止について十分ご注意ください。

(3) 以下の項目に抵触又はセンターの信用を失墜させる行為が認められたときは、委嘱を取り消す場合がありますのでご注意ください。

- ① センターに対して虚偽の報告を行うこと。
- ② 販路アドバイザーの活動において知り得た秘密及び情報等を外部に漏らすこと又は自己等の利益とすること。
- ③ 販路アドバイザーの活動に関してセンター以外から報酬等を受け取ること。
- ④ 支援企業等に不利益を与える行為又は支援活動内容から逸脱した行為を行うこと。
- ⑤ 支援企業等の違法行為又は反社会的行為をほう助すること。

7 お問合せ先及び応募先

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 取引推進課 久保田

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階

TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

※ 応募用紙を郵送する際は、封筒の表面に「販路アドバイザー応募用紙在中」と記載してください。